

大和市告示第58号

大和市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援要綱の一部を改正する要綱

大和市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援要綱（平成21年大和市告示第88号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「につき」の次に「、」を加え、同項第3号中「1回」の次に「の支援」を加え、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4）消耗品費 1回の支援につき、5,000円を限度とする。

第9条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。